

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う防衛省関係省令の整備等に関する省令案 新旧対照条文 目次

○	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則（昭和二十七年総理府令第三十号）（第一条関係）	・・・ 1
○	連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（昭和三十六年総理府令第六十二号）（第二条関係）	・・・ 3
○	若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）（第三条関係）	・・・ 5

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に
 関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則（昭和二十七年総理府令第三十号）（第一条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（事件の送致の申立書の様式） 第十五条 法第二十二條第二項の規定による申立書の様式は、別記様式第十三号とする。 （収用委員会の送付書類） 第十六条 法第二十二條第四項又は第二十三條第六項の規定により収用委員会が防衛大臣に送付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 送致事件について地方防衛局長から提出された法第二十二條第一項の規定による事件の送致の申立書 四・六 （略） （防衛大臣への事件の送致の公告） 第十七条 法第二十二條第五項の規定による公告は、当該公告をしようとする収用委員会の定めるところにより次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一・三 （略） （証票の様式） 第十八条 法第二十五條第二項において準用する土地収用法第六十五條第三項の規定による証票の様式は、別記様式第十四号とする。	（新設） （収用委員会の送付書類） 第十五条 法第二十二條第三項又は第二十三條第六項の規定により収用委員会が防衛大臣に送付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 送致事件について地方防衛局長から提出された行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七條の規定による異議申立書 四・六 （略） （防衛大臣への事件の送致の公告） 第十六条 法第二十二條第四項の規定による公告は、当該公告をしようとする収用委員会の定めるところにより次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一・三 （略） （証票の様式） 第十七条 法第二十五條第二項において準用する土地収用法第六十五條第三項の規定による証票の様式は、別記様式第十三号とする。

第十九条〜第二十六条 (略)

様式第十三号 (第十五条関係)

事件の送致の申立書

年 月 日

防衛局長 氏 名 印

収用委員会殿

年 月 日に裁決を申請しました事件について、左記により、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十二条第一項の規定による申立てをします。

記

送致事件に係る起業者の緊急裁決の申立ての対象となつた土地の所在、地番及び地目等	
事件の送致を申し立てる理由	

別記様式第十四号 (第十八条関係) (略)

第十八条〜第二十五条 (略)

(新設)

別記様式第十三号 (第十七条関係) (略)

様式第3号（第4条関係）

被害者等給付金認定書

請求者：		認定年月日：平成 年 月 日
住 所 _____		認 定 番 号： _____ 号
氏 名 _____ 殿		(認定権者)
平成 年 月 日付で請求 のあつた給付金の支給について、下記 のとおり認定する。		官 職 _____
		氏 名 _____ ㊟
支給を受け ることがで きる給付金 の種類及び 額		

備考 1 この認定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この認定書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、認定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、認定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

2 この認定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この認定があつたことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、認定があつたことを知った日から6月以内であっても、認定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改
正
案

様式第3号（第4条関係）

被害者等給付金認定書

請求者：		認定年月日：平成 年 月 日
住 所 _____		認 定 番 号： _____ 号
氏 名 _____ 殿		(認定権者)
平成 年 月 日付で請求 のあつた給付金の支給について、下記 のとおり認定する。		官 職 _____
		氏 名 _____ ㊟
支給を受け ることがで きる給付金 の種類及び 額		

備考 1 この認定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この認定書を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面で、防衛大臣に不服の申立てをすることができます。なお、認定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、認定の日の翌日から起算して1年を経過したときは不服の申立てをすることができなくなります。

2 この認定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この認定があつたことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、認定があつたことを知った日から6ヶ月以内であっても、認定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

現
行

様式第4号（第4条関係）

被害者等給付金却下書

請求者：	却下年月日：平成 年 月 日
	却下番号： 号
	(認定権者)
	官 職
	氏 名
住所	
氏 名	殿
平成 年 月 日付けで請求のあった給付金の支給について、下記のとおり却下する。	
却下の理由	

- 備考 1 この認定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この却下書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、認定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、認定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。
- 2 この認定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この認定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、認定があったことを知った日から6月以内であっても、認定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第4条関係）

被害者等給付金却下書

請求者：	却下年月日：平成 年 月 日
	却下番号： 号
	(認定権者)
	官 職
	氏 名
住所	
氏 名	殿
平成 年 月 日付けで請求のあった給付金の支給について、下記のとおり却下する。	
却下の理由	

- 備考 1 この認定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この却下書を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面で、防衛大臣に不服の申立てをすることができます。なお、認定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、認定の日の翌日から起算して1年を経過したときは不服の申立てをすることができなくなります。
- 2 この認定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この認定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、認定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、認定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

○ 若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（給付金の支払を差し止める際の措置） 第十五条 （略） 2・3 （略） 4 前項の申立てを受けた給付金管理者は、速やかに事情の変化の有無を確認し、取消しの申立てに理由がないと認める場合には、その旨及び当該認定に不服がある場合には審査請求ができる旨を当該申立てを行った者に通知しなければならない。 5・6 （略） （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等に給付金を支給しないこととする処分を行う際の措置） 第十六条 （略） 2 給付金管理者が行う不支給処分の通知は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金不支給処分書により行うものとする。 一 刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合又は在職期間（法第二十七条の二に規定する在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に関し法第二十七条の九第一項第一号に規定する再任用職員に対する免職処分を受けた場合 別記様式第八 二 給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 別記様式第九 （削る） （削る）	（給付金の支払を差し止める際の措置） 第十五条 （略） 2・3 （略） 4 前項の申立てを受けた給付金管理者は、速やかに事情の変化の有無を確認し、取消しの申立てに理由がないと認める場合には、その旨及び当該認定に不服がある場合には行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づき不服申立てができる旨を当該申立てを行った者に通知しなければならない。 5・6 （略） （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等に給付金を支給しないこととする処分を行う際の措置） 第十六条 （略） 2 給付金管理者が行う不支給処分の通知は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金不支給処分書により行うものとする。 一 刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合又は在職期間（法第二十七条の二に規定する在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に関し法第二十七条の九第一項第一号に規定する再任用職員に対する免職処分を受けた場合 別記様式第八 二 給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 次の給付金管理者の区分に応じて次に定める様式 イ 防衛大臣 別記様式第九 ロ 防衛大臣以外の者 別記様式第十

3・4 (略)

(禁錮以上の刑に処せられた場合等に給付金の返納を命ずる際の措置)

第十七条 (略)

2 給付金管理者が行う返納命令処分は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金返納命令書により行うものとする。

一 法第二十七条の十第一項第一号又は第二号の規定による処分

別記様式第十

(削る)

(削る)

二 法第二十七条の十第一項第三号の規定による処分 別記様式第十一

(削る)

(削る)

(削る)

3・7 (略)

(遺族又は相続人の申出等)

第十九条 法第二十七条の十一第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者は、別記様式第十二の若年定年退職者遺族等申出書を、当該若年定年退職者の死亡後速やかに、給付金支給機関の長に提出しなければならない。

2 (略)

(給付金の受給者の相続人からの給付金相当額の納付)

第二十四条 給付金管理者が行う法第二十七条の十三第一項の規定による通知は、別記様式第十三の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の十三第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当の理由がある旨

3・4 (略)

(禁錮以上の刑に処せられた場合等に給付金の返納を命ずる際の措置)

第十七条 (略)

2 給付金管理者が行う返納命令処分は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金返納命令書により行うものとする。

一 法第二十七条の十第一項第一号又は第二号の規定による処分

次の給付金管理者の区分に応じ次に定める様式

イ 防衛大臣 別記様式第十一

ロ 防衛大臣以外の者 別記様式第十二

二 法第二十七条の十第一項第三号の規定による処分 次の給

付金管理者の区分に応じて次に定める様式

イ 防衛大臣 別記様式第十三

ロ 防衛大臣以外の者 別記様式第十四

3・7 (略)

(遺族又は相続人の申出等)

第十九条 法第二十七条の十一第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者は、別記様式第十五の若年定年退職者遺族等申出書を、当該若年定年退職者の死亡後速やかに、給付金支給機関の長に提出しなければならない。

2 (略)

(給付金の受給者の相続人からの給付金相当額の納付)

第二十四条 給付金管理者が行う法第二十七条の十三第一項の規定による通知は、別記様式第十六の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の十三第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当の理由がある旨

の通知書により行うものとする。

2 (略)

3 給付金管理者が行う納付命令処分の通知は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金相当額納付命令書により行うものとする。

一 法第二十七条の十三第一項、第二項又は第三項の規定による処分 別記様式第十四

(削る)

(削る)

二 法第二十七条の十三第四項又は第五項の規定による処分

別記様式第十五

(削る)

(削る)

4 8 (略)

(給付金の支給を受けることができる者の異動届等)

第二十五条 若年定年退職者又は法第二十七条の十一第一項、第二項若しくは第三項の規定により給付金の支給を受けることができる遺族若しくは相続人は、第一条に規定する第二回目の給付金の支給月又は第十八条に規定する月前に氏名を改めたとき、住所を変更したとき、給付金の全額が支給される遺族を変更するとき又は振込金融機関を変更するときは、速やかに、別記様式第十六による異動届出書を、給付金支給機関の長に提出しなければならない。

2 (略)

の通知書により行うものとする。

2 (略)

3 給付金管理者が行う納付命令処分の通知は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める様式の若年定年退職者給付金相当額納付命令書により行うものとする。

一 法第二十七条の十三第一項、第二項又は第三項の規定による処分 次の給付金管理者の区分に応じて次に定める様式

イ 防衛大臣 別記様式第十七

ロ 防衛大臣以外の者 別記様式第十八

二 法第二十七条の十三第四項又は第五項の規定による処分

次の給付金管理者の区分に応じて次に定める様式

イ 防衛大臣 別記様式第十九

ロ 防衛大臣以外の者 別記様式第二十

4 8 (略)

(給付金の支給を受けることができる者の異動届等)

第二十五条 若年定年退職者又は法第二十七条の十一第一項、第二項若しくは第三項の規定により給付金の支給を受けることができる遺族若しくは相続人は、第一条に規定する第二回目の給付金の支給月又は第十八条に規定する月前に氏名を改めたとき、住所を変更したとき、給付金の全額が支給される遺族を変更するとき又は振込金融機関を変更するときは、速やかに、別記様式第二十一による異動届出書を、給付金支給機関の長に提出しなければならない。

2 (略)

別記様式第五（第十五条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金支払禁止処分書

年 月 日

殿

（給付金管理者）

印

防衛省の職員^{（一）}の給与等に関する法律第27条の8第1項の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、（※）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の速達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の速達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(若年定年退職者の氏名)			
(退職年月日)	年 月 日	(退職年齢)	歳
(退職時の所属)			

別記様式第四（第十三条及び第二十二条関係）

発 簡 番 号
発簡年月日

殿

（給付金支給機関の長）

印

若年定年退職者給付金追給通知書

年 月 日付で貴殿から請求のあった若年定年退職者給付金の追給について、
支給する
ては、下記のとおり、
支給しない
ことに決定したので通知する。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の速達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の速達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

記

追 給 金 額	円
不支給の理由	

細部計算内訳は、同封の若年定年退職者給付金追給調書のとおり。

備考 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第五（第十五条及び第二十三条関係）（裏面）

若年定年退職者給付金支払禁止処分書

年 月 日

殿

（給付金管理者）

印

防衛省の職員^{（一）}の給与等に関する法律第27条の8第1項の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して80日以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して80日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、（※）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この処分日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して80日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の速達を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の速達を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(若年定年退職者の氏名)			
(退職年月日)	年 月 日	(退職年齢)	歳
(退職時の所属)			

別記様式第四（第十三条及び第二十二条関係）

発 簡 番 号
発簡年月日

殿

（給付金支給機関の長）

印

若年定年退職者給付金追給通知書

年 月 日付で貴殿から請求のありました若年定年退職者給付金の

追給については、下記のとおり
支給する
支給しない
ことに決定しましたので通知

します。なお、この決定に不服のある場合には、この通知書を受けた日の翌日から起算して80日以内に防衛大臣に対して審査請求することができます。

記

追 給 金 額	円
不支給の理由	

細部計算内訳は、同封の若年定年退職者給付金追給調書のとおりです。

備考 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第六（第十五条及び第二十三条関係）（裏面）

若年定年退職者給付金支払禁止処分書

年 月 日

殿

(給付金管理者)

印

防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第27条の8第2項第1号の規定により、また支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、（※）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の速達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の速達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(若年定年退職者の氏名)	
(退職年月日)	年 月 日
(退職年齢)	歳
(退職時の所属)	

別記様式第五（裏面）

(退職時の階級)	(退職時の俸給月額) (円 号俸)
(支払禁止めとなる給付金)	
(支払禁止処分の理由)	
(支払禁止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付金が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 (※)には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第六（第十五条及び第二十三条関係）（裏面）

若年定年退職者給付金支払禁止処分書

年 月 日

殿

(給付金管理者)

印

防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第27条の8第2項第1号の規定により、また支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して10日以内に防衛大臣に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して10日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に、（※）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して10日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の速達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の速達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(若年定年退職者の氏名)	
(退職年月日)	年 月 日
(退職年齢)	歳
(退職時の所属)	

別記様式第五（裏面）

(退職時の階級)	(退職時の俸給月額) (円 号俸)
(支払禁止めとなる給付金)	
(支払禁止処分の理由)	
(支払禁止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付金が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 (※)には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第七（第十五条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金支払禁止処分書

年 月 日

殿

(給付金管理者)

印

第27条の8第2項第2号
防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第27条の1第1項
の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）
の支払を差し止める。
なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受け
た日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して行うことができる。また、この処
分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分後の事情の
変化を理由に、（※）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受け
た日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起す
ることができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、
この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起すること
はできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請
求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受け
た日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受け
た日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経
過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(若年定年退職者の氏名)			
(退職年月日)	年 月 日	(退職年齢)	歳
(退職時の所属)			

別記様式第六（裏面）

(退職時の階級)	(退職時の俸給月額) (円 号俸)
(支払禁止めとなる 給付金)	
(公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(悪料される犯罪に係る罰条：)	
(支払禁止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付 金が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し既に逮捕されているときその他これを取り消す ことが支払禁止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につ き無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につ き、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定し た場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、法第27条の9 第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を 提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされることなく、かつ、法第27条の9第1項の規定による処分を受けること なく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付 金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1（※）には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第七（第十五条及び第二十三条関係）（裏面）

若年定年退職者給付金支払禁止処分書

年 月 日

殿

(給付金管理者)

印

第27条の8第2項第2号
防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第27条の1第1項
の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）
の支払を差し止める。
なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受け
た日の翌日から起算して6月以内に防衛大臣に対して行うことができる。また、この
処分書を受けた日の翌日から起算して6月が経過した後においては、この処分後の事情
の変化を理由に、（※）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受け
た日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起
することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であ
っても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起す
ることはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に不
服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は
決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、そ
の裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又
は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起すること
はできない。）。

(若年定年退職者の氏名)			
(退職年月日)	年 月 日	(退職年齢)	歳
(退職時の所属)			

別記様式第六（裏面）

(退職時の階級)	(退職時の俸給月額) (円 号俸)
(支払禁止めとなる 給付金)	
(公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(悪料される犯罪に係る罰条：)	
(支払禁止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付 金が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し既に逮捕されているときその他これを取り消す ことが支払禁止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につ き無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につ き、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定し た場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、法第27条の9 第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を 提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされることなく、かつ、法第27条の9第1項の規定による処分を受けること なく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付 金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1（※）には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第八（第十六条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金不支給処分書

年 月 日

府

（給付金管理者）

印

防衛省の職員の給与等に関する法律第77条の9第1項の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給しないこととする処分として、下記の給付金を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日を翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。）。。

記

（不支給となる給付金）	
-------------	--

別記様式第八（第十六条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金不支給処分書

年 月 日

府

（給付金管理者）

印

防衛省の職員の給与等に関する法律第77条の9第1項の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給しないこととする処分として、下記の給付金を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して80日以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日を翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して80日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。）。。

記

（不支給となる給付金）	
-------------	--

別記様式第七（裏面）

（退職時の階級）	（退職時の俸給月額） （ 円 号俸）
（支払差止めとなる給付金）	
（懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを認うに足りる相当な理由）	
（支払差止め処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付金が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、法第77条の9第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴されることなく、かつ、法第77条の9第1項 法第77条の12第5項 の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

- 備考1（※）には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第七（裏面）

（退職時の階級）	（退職時の俸給月額） （ 円 号俸）
（支払差止めとなる給付金）	
（懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを認うに足りる相当な理由）	
（支払差止め処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付金が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、法第77条の9第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴されることなく、かつ、法第77条の9第1項 法第77条の12第5項 の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

- 備考1（※）には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

（削る）

（削る）

別記様式第九（裏面）

<u>（若年定年退職者の氏名）</u>	
<u>（退職年月日）</u>	年 月 日 <u>（退職年齢）</u> 歳
<u>（退職時の所属）</u>	
<u>（退職時の職級）</u>	<u>（退職時の俸給月額）</u> 円 (号俸)
<u>（懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）</u>	

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第九（第十六条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金不支給処分書

年 月 日

整

防衛大臣 印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の9第1項 第27条の12第5項 の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給しないこととする処分として、下記の給付金を支払わないこととする。

なお、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

<u>（不支給となる給付金）</u>	
--------------------	--

別記様式第九（表面）

(若年定年退職者の氏名)	
(退職年月日) 年 月 日	(退職年齢) 歳
(退職時の所属)	
(退職時の階級)	(退職時の俸給月額) 円 (号俸)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第九（第十六条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金不支給処分書	
年 月 日	
殿	
(給付金管理者)	印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の9第1項 第27条の12第5項 の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給しないこととする処分として、下記の給付金を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

(不支給となる給付金)	
-------------	--

別記様式第十（表面）

(若年定年退職者の氏名)	
(退職年月日) 年 月 日	(退職年齢) 歳
(退職時の所属)	
(退職時の階級)	(退職時の俸給月額) 円 (号俸)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十（第十六条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金不支給処分書	
年 月 日	
殿	
(給付金管理者)	印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の9第1項 第27条の12第5項 の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給しないこととする処分として、下記の給付金を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して10日以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して10日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

(不支給となる給付金)	
-------------	--

(削
る)

(削
る)

別記様式第十一（裏面）

(若年定年退職者の氏名)
(返納命令の理由)
(この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)
(返納の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十一（第十七条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金返納命令書

年 月 日

防衛大臣 閣

防衛省の職員（給付等）に関する法律第 10 条の 11 第 1 項の規定により、既に支払われた若年定年退職者給付金のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分（返納）の訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に国を被告として（被告を代表する者は防衛大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分（返納）の訴えは、この命令書を受けた日から起算して 1 年を経過するとこの処分（返納）の訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（返納に係る額の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

別記様式第十（表面）

(若年退年退職者の氏名)
(返納命令の理由)
(この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)
(返納の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十（第十七条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金返納命令書
年 月 日
殿
(給付金管理者) 団
防衛省の職員の給与等に関する法律第 77 条の 10 第 1 項の規定により、既に支払われた若年定年退職者給付金のうち下記金額の返納を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に防衛大臣に対して行うことができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であっても、その裁決の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 記 金 円 (返納に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。)

別記様式第十二（裏面）

(若年退年退職者の氏名)
(返納命令の理由)
(この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)
(返納の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十二（第十七条及び第二十三条関係）（裏面）

若年定年退職者給付金返納命令書
年 月 日
殿
(給付金管理者) 団
防衛省の職員の給与等に関する法律第 77 条の 10 第 1 項の規定により、既に支払われた若年定年退職者給付金のうち下記金額の返納を命ずる。 なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に防衛大臣に対して行うことができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 記 金 円 (返納に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。)

(削
る)

(削
る)

別記様式第十三（裏面）

(若年定年退職者の氏名)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(この処分を受ける者の生計の状況に關し勸業した内容についての説明)
(返納の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十三（第十七条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金返納命令書

年 月 日

照

防衛大臣 印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の10第1項 の規定により、既に支払わ
第27条の17第6項
れた若年定年退職者給付金のうち下記の金額の返納を命ずる。
なお、この処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた
日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起
することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であって
も、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起す
ることはできない。）。

照

金 円

(返納に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。)

別記様式第十一（裏面）

(若年定年退職者の氏名)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)
(返納の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十一（第十七条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金返納命令書
年 月 日
殿
(給付金管理者) 団
防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の10第1項 の規定により、既に支払わ れた若年定年退職者給付金のうち下記の金額の返納を命ずる。 第27条の12第6項 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受 けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた 日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起す ることができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起するこ とはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請 求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受け た日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受け た日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経 過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 記 金 円 (返納に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。)

別記様式第十四（裏面）

(若年定年退職者の氏名)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)
(返納の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十四（第十七条及び第二十三条関係）（表面）

若年定年退職者給付金返納命令書
年 月 日
殿
(給付金管理者) 団
防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の10第1項 の規定により、既に支払わ れた若年定年退職者給付金のうち下記の金額の返納を命ずる。 第27条の12第6項 なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受 けた日の翌日から起算して即日以内に防衛大臣に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた 日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起 することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であって も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起す ることはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して即日以内に不 服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は 決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、そ の裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起するこ とはできない。）。 記 金 円 (返納に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。)

別記様式第十三（第二十四条関係）（表面）

防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の13第1項に規定する
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを發うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

殿

（給付金管理者）

印

下記の若年定年退職者に対し若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）が支払
われた後において、その者がその在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたこと
を發うに足りる相当な理由があるため、防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の13第
1項の規定により通知する。

この通知をした給付金管理者は、この通知が到達した日の翌日から起算して6月以内に
限り、この通知を受けた者に対し、下記の若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を
受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額の全部又は
一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（若年定年退職者の氏名）
（給付金の受給者の氏名）

別記様式第十二（第十九条関係）

若年定年退職者給付金遺族等申出書

若 年 定 年 退 職 者	（ふりがな） 氏 名 生 年 月 日	年 月 日	
	自衛隊退職	年 月 日	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
遺 族 等	（ふりがな） 氏 名 生 年 月 日	年 月 日	
	住 所	〒 ー （TEL）	
	若年定年退職者との続柄		
振 込 金 融 機 関 （振込口座は、本人名 義のものに限ります。）	金融機関名	銀 行	支店
	口 座 番 号	信用金庫	
		（普 通 ・ 当 座）	
（給付金支給機関の長） 殿 年 月 日 届出者 氏 名 印			

別記様式第十六（第二十四条関係）（表面）

防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の13第1項に規定する
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを發うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

殿

（給付金管理者）

印

下記の若年定年退職者に対し若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）が支払
われた後において、その者がその在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたこと
を發うに足りる相当な理由があるため、防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の13第
1項の規定により通知する。

この通知をした給付金管理者は、この通知が到達した日の翌日から起算して6ヵ月以内
に限り、この通知を受けた者に対し、下記の若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分
を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額の全部又
は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（若年定年退職者の氏名）
（給付金の受給者の氏名）

別記様式第十五（第十九条関係）

若年定年退職者給付金遺族等申出書

若 年 定 年 退 職 者	（ふりがな） 氏 名 生 年 月 日	年 月 日	
	自衛隊退職	年 月 日	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
遺 族 等	（ふりがな） 氏 名 生 年 月 日	年 月 日	
	住 所	〒 ー （TEL）	
	若年定年退職者との続柄		
振 込 金 融 機 関 （振込口座は、本人名 義のものに限ります。）	金融機関名	銀 行	支店
	口 座 番 号	信用金庫	
		（普 通 ・ 当 座）	
（給付金支給機関の長） 殿 年 月 日 届出者 氏 名 印			

(削る)

別記様式第十三（裏面）

(既に支払われた給付金の額)	円
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十七（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額給付命令書

年 月 日

殿

防衛大臣 印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の13第1項
第27条の13第2項 の規定により、若年定年退職
第27条の13第3項
者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち、下記金額の給付を命ずる。

なお、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（附付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

別記様式第十六（裏面）

(既に支払われた給付金の額)	円
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十四 (第二十四条関係) (表面)

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年 月 日

殿

(給付金管理者)

印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の13第1項 第27条の13第2項 第27条の13第3項
の規定により、若年定年退職者給付金 (以下「給付金」という。) の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に對してすることができ、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することである (なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金 円

(納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。)

別記様式第十八 (第二十四条関係) (表面)

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年 月 日

殿

(給付金管理者)

印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の13第1項 第27条の13第2項 第27条の13第3項
の規定により、若年定年退職者給付金 (以下「給付金」という。) の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して10日以内に防衛大臣に對してすることができ、この処分の日から起算して6か月以内に国を被告として (被告を代表する者は防衛大臣) 提起することができる (なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して10日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる (なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金 円

(納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。)

別記様式第十七 (裏面)

(若年定年退職者の氏名)
(給付金の受給者の氏名)
(即ち免職処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第44条の4で定める事情に関し勘案した内容についての説明)
(納付の事務を行う給付金支払機関)
(その他)

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(削る)

別記様式第十四（裏面）

(若年定年退職者の氏名)
(給付金の受給者の氏名)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第24条の4で定める事情に関し勘案した内容についての説明)
(給付の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十九（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額納付金令書

年 月 日

防衛大臣 印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の1第4項 第27条の1第5項 の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に付し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち下記金額の納付を命ずる。

なお、この処分の取消しの新えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は防衛大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの新えを提起することはできない。）。

記

金 円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

別記様式第十八（裏面）

(若年定年退職者の氏名)
(給付金の受給者の氏名)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第24条の4で定める事情に関し勘案した内容についての説明)
(給付の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第十五（第二十四条関係）（表面）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年 月 日

殿

（給付金管理者）

印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の13第4項 の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち、下記金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

別記様式第二十（第二十四条関係）（裏面）

若年定年退職者給付金相当額納付命令書

年 月 日

殿

（給付金管理者）

印

防衛省の職員の給与等に関する法律 第27条の13第4項 の規定により、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の受給者に対し既に支払われた給付金の額に相当する額のうち、下記金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して30日以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して30日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（納付に係る細部の内訳は、同封した計算書の記載のとおり。）

別記様式第十九（裏面）

<u>（若年定年退職者の氏名）</u>
<u>（給付金の受給者の氏名）</u>
<u>（納付命令の理由）</u>
<u>（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第24条の4で定める事情に関し勸業した内容についての説明）</u>
<u>（納付の事務を行う給付金支給機関）</u>
<u>（その他）</u>

備考1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十六（第二十五条関係）

若年定年退職者給付金異動届出書

(ふりがな) 若年定年退職者氏名 生 年 月 日		年 月 日		異 動 項 目	
自衛隊退職年月日		年 月 日		1 氏名の変更	
(ふりがな) 受 給 者 氏 名		(若年定年退職者との続柄)		2 住所の変更	
				3 遺族の変更	
				4 振込金融機関の変更	
異 動 内 容	(ふりがな) 氏 名	変 更 前	変 更 後	異動年月日	
				. .	
	新 住 所	〒 -			. .
	(ふりがな) 遺 族	変 更 前	変 更 後		
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	. .	
新振込 金融機関	金融機関名	銀 行 支店 信用金庫			
	口座番号	(普 通 ・ 当 座)			
				. .	
上記のとおり異動したので届け出ます。 (給付金支給機関の長)					
殿					
年 月 日					
〒					
住所 (TEL)					
届出者 氏 名 印					

別記様式第十五（裏面）

(若年定年退職者の氏名)
(給付金の受給者の氏名)
(給付命令の理由)
⑦国庫の職員の給与等に関する法律施行令第24条の4で定める事情に関し勘案した内容についての説明
(給付の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第二十一（第二十五条関係）

若年定年退職者給付金異動届出書

(ふりがな) 若年定年退職者氏名 生 年 月 日		年 月 日		異 動 項 目	
自衛隊退職年月日		年 月 日		1 氏名の変更	
(ふりがな) 受 給 者 氏 名		(若年定年退職者との続柄)		2 住所の変更	
				3 遺族の変更	
				4 振込金融機関の変更	
異 動 内 容	(ふりがな) 氏 名	変 更 前	変 更 後	異動年月日	
				. .	
	新 住 所	〒 -			. .
	(ふりがな) 遺 族	変 更 前	変 更 後		
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	. .	
新振込 金融機関	金融機関名	銀 行 支店 信用金庫			
	口座番号	(普 通 ・ 当 座)			
				. .	
上記のとおり異動したので届け出ます。 (給付金支給機関の長)					
殿					
年 月 日					
〒					
住所 (TEL)					
届出者 氏 名 印					

別記様式第二十（裏面）

(若年定年退職者の氏名)
(給付金の受給者の氏名)
(給付命令の理由)
⑦国庫の職員の給与等に関する法律施行令第24条の4で定める事情に関し勘案した内容についての説明
(給付の事務を行う給付金支給機関)
(その他)

備考1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。